

生成 A I の開発・利用における著作権法上の問題

東北大学大学院 法学研究科 教授
蘆立順美

AIが生じさせるリスク

➤ 問題の多様性

参照) AI戦略会議 [AIに関する暫定的な論点整理](#) (2023年5月)

➤ 関係する法的問題の多様性

→ 関係法令の多様性

※生成AIの技術的構造、利用されるデータの性質、利用の目的等によって生じる問題が異なる

➤ 法制度以外による問題解決の可能性とその妥当性

ex. 技術を活用した問題の回避

ガイドライン等の構築

[AI事業者ガイドライン案 \(総務省・経済産業省\) \(令和6年1月\)](#)

事業者等による自主的ルールの構築

本報告の内容

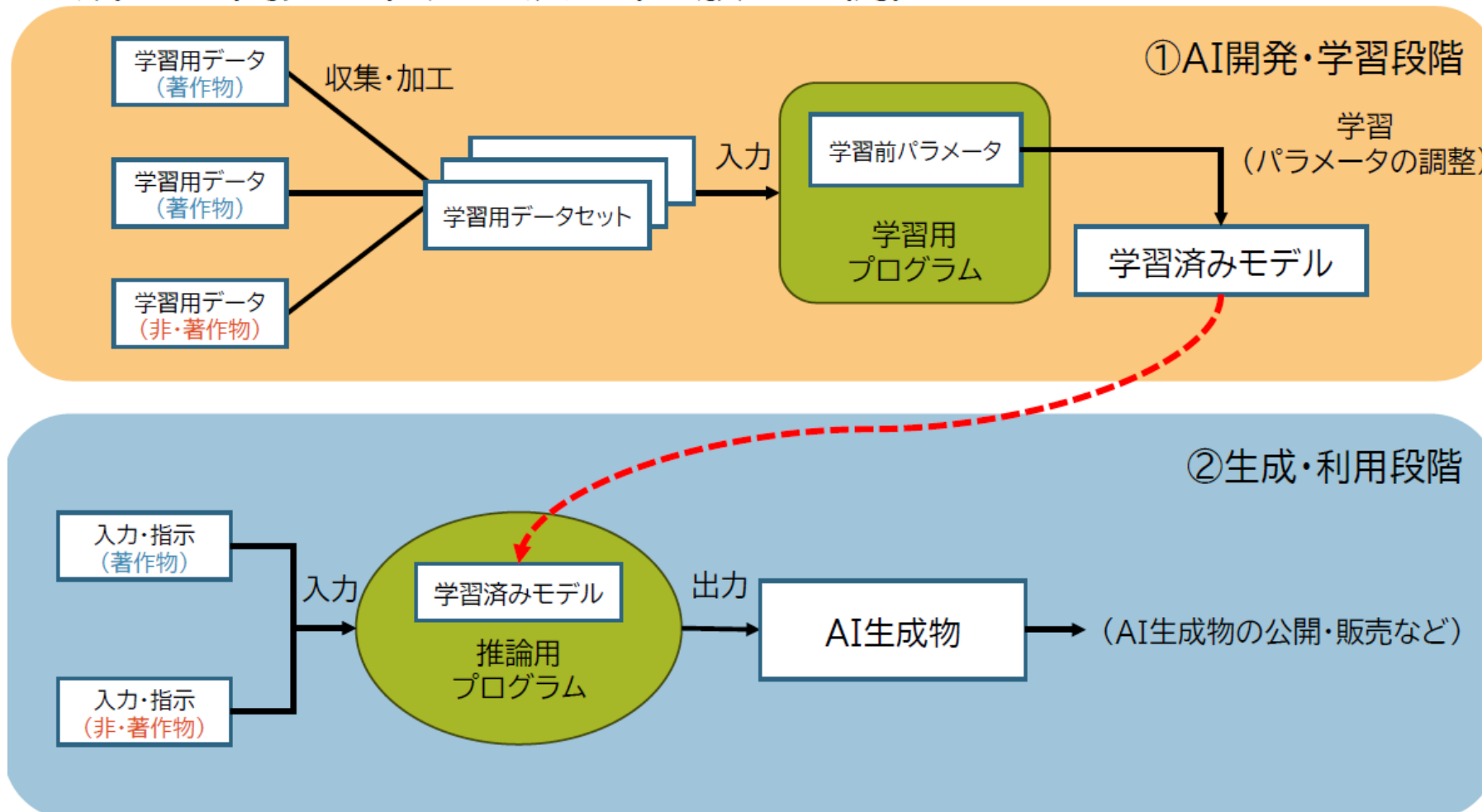
1. 生成A I と著作権法の関係
2. 著作権法の概要
3. 生成A I 開発に関する問題
4. 生成A I 利用に関する問題
5. 問題の整理と検討の視点

※ [文化庁](#)

[AIと著作権に関する考え方について（素案）](#)

令和6年2月29日時点版

生成AIの開発と利用の流れ(一般的な例)



保護の対象：著作物

2条1項1号

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

例：文章、イラスト、写真、映像、音楽・・・等

著作物に付与される権利

➤ 著作権

経済的利益を保護する権利

複製権

公衆送信権

頒布権／譲渡権・貸与権

翻案権

など

➤ 著作者人格権

人格的利益を保護する権利

公表権

氏名表示権

同一性保持権

侵害成否の判断

1. 利用されたものが著作物であること



2. 侵害要件の充足

- ・ 依拠

- ・ 類似性

当該著作物の「創作的表現」が維持されている

アイデア表現二分論

（例：作風・画風のみ利用は

事実やデータのみ利用は類似性を肯定しない）

- ・ 権利の対象となる利用行為（複製、公衆送信、翻案など）

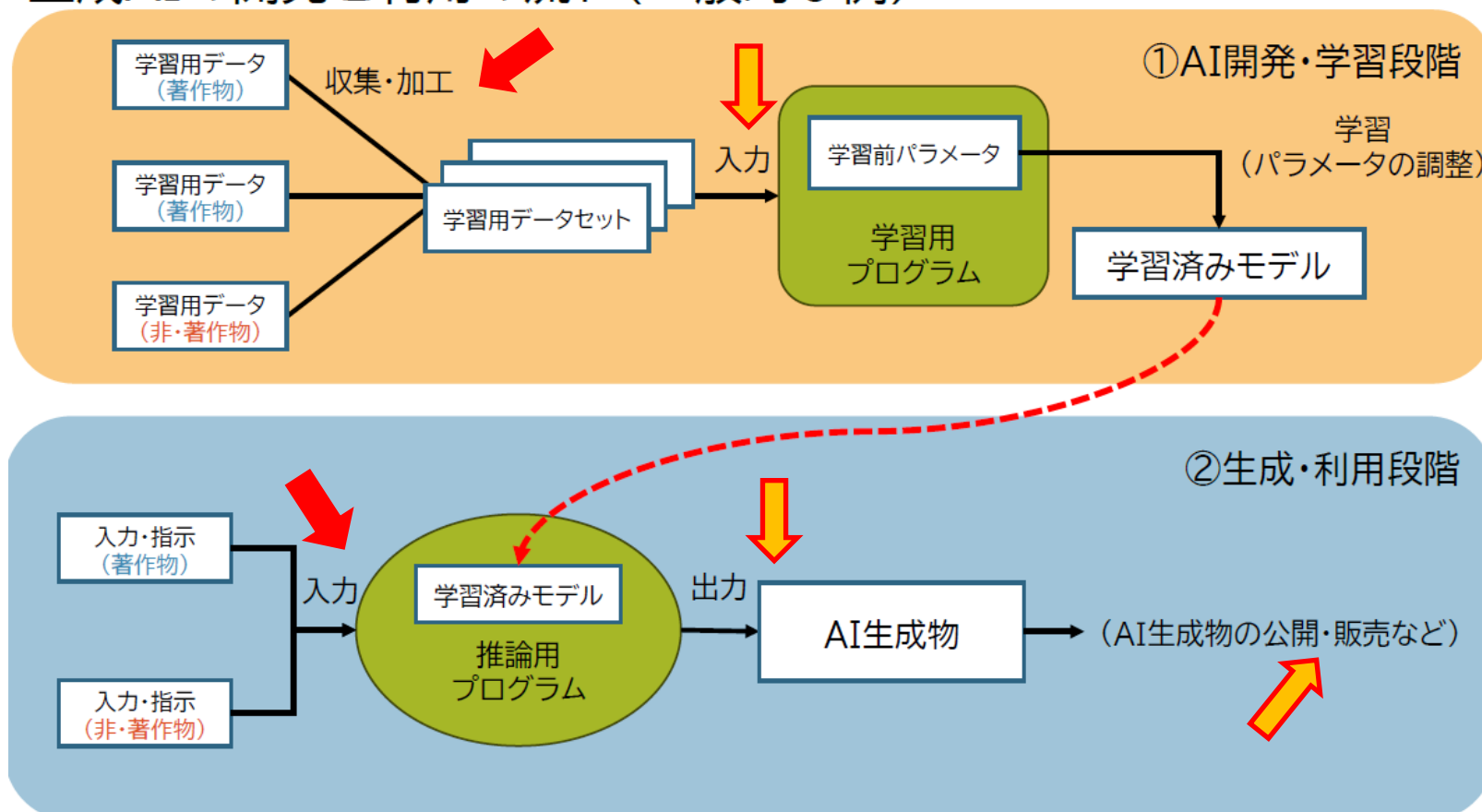


3. 権利が制限される場合（制限規定）に該当しないこと

※ 著作権について：30条以下

さらなる創作行為を
可能とするための著
作権法の原則

生成AIの開発と利用の流れ(一般的な例)



著作権の制限規定

情報解析等の非享受利用 30条の4

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、**いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

一 省略

二 **情報解析**（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）**の用に供する場合**

生成AIに関する問題

- ①侵害物が生成される可能性
- ②特定の作家等の作風・画風等を用いた生成物が作出・利用される可能性

情報解析等の非享受利用 30条の4

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

.....

二 **情報解析**（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）**の用に供する場合**

①について

非享受利用 該当性

情報解析目的（非享受目的）と享受目的が併存する場合も制限されるか？

例：学習された著作物の表現を維持したコンテンツの出力目的を有する場合

【文化庁素案】

享受目的が存する場合には、非享受利用に該当しないとする見解

【学説】

- ・ 享受目的が存する場合は、非享受利用に該当しないとする見解
- ・ 情報解析の目的に該当する場合は出力にかかる事情に関わらず適用ありとする見解
(→ ただし書きにおいて考慮)

情報解析等の非享受利用 30条の4

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

ただし書き 該当性

【著作権者の利益を不当に害するか】

➤ 文化庁素案

著作権者の著作物の利用市場と衝突する、あるいは、将来における著作物の潜在的市場を阻害するかという観点から検討

例：情報解析用に作成されたデータベースの著作物

➤ 学説

- ①著作物の表現を維持したコンテンツの出力
- ②著作物の作風等を利用したコンテンツの出力

②については、見解が分かれる。

※文化庁素案も両論併記

情報解析等の非享受利用 30条の4

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

ただし書き 該当性

②について

- 作風や画風自体の利用から生じる、経済的な影響は考慮すべきではないとする見解
- 特定の作家等に特化した生成AIのように、将来の著作物の潜在的市場を害する可能性がある場合、著作権者の利益を害することになるとする見解

※アイデアの利用であっても、作風等と、事実・データの場合では、ただし書きでの考慮は異なるか？

情報解析等の非享受利用 30条の4

その他の問題

- 権利者が著作物の学習データとしての利用を認めないとする条件を課している場合
 - ・相手方との契約として成立しているか
 - ・契約の有効性：30条の4の性質・趣旨との関係
- 権利者が技術的手段を講じて学習データとしての利用を不可能としている場合
- インターネット上の侵害物（海賊版）が機械学習に利用された場合

A I 生成物の出力、利用に係る侵害の成否

侵害要件を充足するか

侵害要件

・依拠

当該著作物にアクセスしたことがある

・類似性

当該著作物の「創作的表現」が維持されている

・権利の対象となる利用行為

- 対象の著作物が学習データに含まれていれば依拠を認定する見解
- パラメータ化された著作物は、アイデアにすぎないため、依拠を否定する見解
 - ・ただし、特定の作家の作品に焦点をあてた生成 A I の場合には、依拠を認める見解もある。
- 利用者の主観的要素の考慮の可否
 - ・利用者が学習されたデータを確認できない場合
 - ・利用者が当該著作物を知っている場合

A I 生成物の出力、利用に係る侵害の成否

侵害要件を充足するか

侵害要件

- ・依拠

当該著作物にアクセスしたことがある

- ・類似性

- ・権利の対象となる利用行為

複製権、翻案権、公衆送信権
同一性保持権 など

当該著作物の「創作的表現」が維持されている場合、類似性肯定

個別・具体的判断

アイデア表現二分論

著作物のアイデアのみが共通する場合には、類似性否定。

例：作風・画風のみ共通
事実・データのみ共通

A I 生成物の「出力」に対して侵害が成立する場合の侵害主体・侵害責任

生成 A I の利用者

物理的な行為者

生成 A I の開発者・提供者

規範的な行為主体認定の可能性

個別・具体的事情を考慮した判断

- ・出力結果への A I システムの寄与度
 - ・侵害物の生成の頻度
 - ・侵害防止措置の有無
 - ・利用者の指示内容
- など

利用者が侵害主体となる場合でも、生成 A I 開発者／提供者がその「幫助者」として、責任を負う場合もあり得る。

著作権法の目的

➤ 文化の発展（1条）

多様な著作物の創作を促進、著作物の普及・利用の確保

著作権法が保護するもの

➤ 人間の精神活動による創作される著作物

➤ アイデア表現二分論

多様な創作を可能とするための法理

- 生成AIは、その修正を必要とする影響を有するのか
- 著作権法は保護制度として妥当か

生成AIと著作権者の「利益」

➤ 保護が必要とされる「利益」の検討

- ・ 創作投資や情報収集へのフリーライドによって生じる不利益
 - 保護の必要性の有無
 - 著作権法による保護の適否

著作権法で対応すべき問題／別の制度によって対応すべき問題の振分けが必要